

北上市スポーツ少年団助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北上市スポーツ少年団規程第3条の規定に基づき、北上市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）を育成し活動を支援するため、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金の対象事業は、日本スポーツ少年団に登録した北上市内の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）が、北上市を主会場として開催する大会とし、1会計年度1大会を限度とする。

(対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費 審判員等に対する謝金
- (2) 食糧費 審判員等に対する弁当及びお茶代
- (3) 消耗品費 ボール、シャトル等競技に使用する消耗品費
- (4) 印刷製本費 開催要項、プログラム等の印刷製本費
- (5) 使用料 会議室等の使用料

(助成金の額)

第4条 助成金は、対象経費の2分の1以内の額とし、1単位団につき2万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする単位団は、次の各号に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1）
- (2) 大会開催要項（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式）

(交付決定)

第6条 助成金の交付申請があったときは、本部長は事業の内容を審査し、事業が適正と認めるときは、交付決定通知書（様式第2）により助成金の額を単位団に通知し、現金又は銀行振込により交付するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成金の交付を受けた単位団は、事業終了後、次の各号に掲げる書類を本部長に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第3）
- (2) 大会結果（任意様式）
- (3) 収支決算書（任意様式）

2 収支決算書には、領収書を添付しなければならない。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。